放送を巡る諸課題に関する検討会(第23回)議事要旨

1. 日時

令和元年6月25日(火)14時30分~15時50分

2. 場所

総務省7階 省議室

3. 出席者

(1) 構成員

多賀谷座長、新美座長代理、伊東構成員、岩浪構成員、奥構成員、北構成員、清原構成員、 小塚構成員、近藤構成員、鈴木構成員、瀬尾構成員、三友構成員、三膳構成員

(2) オブザーバ

(一社) 衛星放送協会、(一社) 日本ケーブルテレビ連盟、(一社) 日本民間放送連盟、 日本放送協会、日本テレビ放送網(株)、(株)テレビ朝日、(株)TBSテレビ、(株)テレビ東京、 (株)フジテレビジョン

(3)総務省

鈴木総務審議官、武田官房長、山田情報流通行政局長、奈良大臣官房審議官、岡崎情報流通行政局総務課長、湯本同局放送政策課長、柳島同局放送技術課長、三田同局地上放送課長、 井幡同局衛星・地域放送課長、藤波同局放送政策課企画官、大澤同局国際放送推進室長

4. 議事要旨

(1) 分科会の検討状況について

・ 事務局(湯本放送政策課長及び柳島放送技術課長)から、「資料23-1 放送用周波数分 科会の検討状況について」及び「資料23-2 新たなCAS分科会の検討状況について」 に沿って説明が行われた。

(2) 改正放送法の施行に向けた準備状況等について

- ・ 事務局(湯本放送政策課長)から、「資料23-3 放送法の一部を改正する法律の施行に 伴う省令等の改正(NHK関係)について」に沿って説明が行われた。
- ・ 日本放送協会から、「資料23-4 常時同時配信の準備状況と子会社等の改革の現状に ついて」に沿って説明が行われた。

(3) 意見交換

各構成員等から以下の通り発言があった。

<分科会の検討状況について>

【鈴木構成員】

「資料23-1 放送用周波数分科会の検討状況について」に関して、今後予定している実証実験は、どのような内容のものとなるのか。

【事務局(柳島放送技術課長)】

今後の実証実験は、「資料23-1 放送用周波数分科会の検討状況について」p2の提案募集結果に記載されている提案者の中で、簡単に免許の取得ができる特定実験試験局制度に関心を持つ方がおり、その提案者が行うことになる。個社名については、免許申請の内容となることから、この場の説明は控えさせていただきたい。

また、特定実験試験局の制度は、この一覧の提案者に限らず、どなたでも申請することが可能であり、この検討会の場にいらっしゃる方も含めて、ご関心があれば、免許申請をして実証実験をしていただければと考えている。

【鈴木構成員】

「資料23-1 放送用周波数分科会の検討状況について」p2の提案募集結果には、災害対応という項目が幾つか含まれている。防災行政無線のデジタル化等では、文字列から音声にするといった部分等で課題があると聞いており、是非様々な観点から高度化が図られることを期待したい。

【近藤構成員】

「資料23-2 新たなCAS分科会の検討状況について」p1右下の「B-CAS方式とACAS方式の故障時の消費者負担」について、これはB-CAS方式に比べて、ACAS方式の方が消費者の負担が大きいということを意味しているのか。

【事務局(柳島放送技術課長)】

ご指摘の「資料23-2 新たなCAS分科会の検討状況について」p1右下の「B-CAS方式とACAS方式の故障時の消費者負担」については、カードが壊れた場合、B-CAS方式では原則3年以内は無償で交換するということになっている。一方、ACAS方式はカードではないため、保証期間内であれば無償で修理となり、保証期間外であれば、2万円程度かかるということになっている。

より詳細に説明すると、BーCASのカード方式とACASのチップ方式は、それぞれメリットとデメリットがあり、例えば、BーCASのカード方式の場合は、カードに接点があるため、その部分が故障しやすいということもある。今後、どういった形でどのような負担が消費者にかかるのか、もう少し分析が必要であると考えている。

【近藤構成員】

ご説明の趣旨は理解。ただ、この資料は非常に難しい内容となっているため、今後はもっとわかりやすい資料にしていただきたい。

【北構成員】

「資料23-1 放送用周波数分科会の検討状況について」p1の「基本的な方向性」の最後の段落に、「通信・放送融合型システムにも対応可能」と記載されている。同資料p2の提案募集結果では、通常の通信システムの提案も含まれているが、これらの提案と「通信・放送融合型システムにも対応可能」の基本的方向性について、どのような関係になっているのか。

【事務局(柳島放送技術課長)】

「資料23-1 放送用周波数分科会の検討状況について」p2の提案募集結果は、放送又は通信という区分で分類しているが、例えば、ソニー(株の IoT 向けデータ放送システムのように、通信・放送が連携するシステムの提案もあったところ。また、V-High 帯域を特定実験試験局の周波数として位置づけるとともに、周波数割当計画についても、放送限定の状態から、通信も割当可能になるよう改正することとしている。今後、多数の方が特定実験試験局の制度を活用し、自由に様々なシステムをご提案の上、実証実験をしていただくことで、民間の創意工夫が出てくることを期待している。

<改正放送法の施行に向けた準備状況等について>

【瀬尾構成員】

NHKの常時同時配信については、ユーザの観点からは必然であるが、一方で、放送の多様性や報道の多様性の観点からは、民放との二元体制のバランスの問題があるだろう。

改正放送法には、他の放送事業者との協力に関する努力義務に関する規定があり、「資料23-4 常時同時配信の準備状況と子会社等の改革の現状について」では、地方向け番組の説明はあったが、他の放送事業者との協力については説明がなかった。

他の放送事業者との協力については、現在どのような状況なのか、この先何に優先順位を置いて考えるのか、どのようなロードマップを描いているのか、また、これがインターネット関連予算の2.5%の中で行われるとするならば、その関連予算の中でどの程度の割合を想定しているのかについて、お伺いしたい。

【NHK (荒木専務理事)】

NHKとしては、放送で培ってきた二元体制を維持しながら、放送と通信の融合時代においても、相互にメリットをもたらす協調・連携を進めていくことは重要と認識している。

例えば、民放ラジオ局が参加する「radiko」におけるNHKのラジオ番組の配信については、 今年度から正式なサービスとして実施している。また、民放公式テレビポータル「TVer」については、今年度に参加できるよう具体的な調整を進めているところ。この他にもこれまでNHKが行ってきた同時配信に関する試験的提供の検証結果については、民放との情報共有を図ってきた。具体的には、字幕や地域放送番組の配信に関するシステムや運用などについて、説明をしてきたところ。民放との連携・協力については、引き続き、積極的に進めてまいりたい。 なお、予算などの具体的な内容については、まだ決まっておらず、今後さらに検討を進めてまいりたい。

【奥構成員】

常時同時配信における認証について、どのように行うことを想定しているのか。受信料契約は多くの場合、世帯主の名前で申し込まれていると思うが、世帯主以外の家族の方の場合、名

前でのマッチングができなくなるため、どのような形で対応するのか。また、世帯主の名前で 認証を行う場合は、スマートフォンで何台まで可能とするのか、家族が多い場合はどうするの かなど、その辺りのコントロール方法や段取りについては決まっているのか。

【NHK (田中経営企画局長)】

常時同時配信の認証を具体的にどのような形で進めるのかについては、ご指摘いただいた世帯の構成員の扱いをどうするのかも含めて、非常に大事なテーマであると考えている。まずは契約されている方との照合をきちんと行い、その上で家族であるかどうか、世帯の構成員であるかどうか、きちんと確認できるような方法を考えていくという方向で、鋭意検討しているところである。

また、ひとつのご家庭でどれぐらいの数のデバイスでご覧いただくことができるかについても、現在、様々な事例を参考にしながら、一番いい形になるよう検討を進めている状況である。

【清原構成員】

改正放送法において、「地方向けの放送番組の提供が努力義務とされた」ことに関して、「資料23-4 常時同時配信の準備状況と子会社等の改革の現状について」p5では、「放送が放送対象地域ごとに行われていることから、地域放送番組を配信する際は、地域制限を求める声も強くあり、こうした点も考慮に入れて対応していく必要がある」と説明されている。

一方で、地域に根付いた放送番組は、まさにその地域の視聴者にとって重要であるが、併せて他の地域に居住しているが、別の地域の放送番組に関心を持たれている視聴者が、放送では見られないけれども、インターネットで視聴できる可能性が生まれたわけである。その際、受信料に関係して、どこまでが「地域に居住している視聴者のための放送」なのか、あるいは、「有料のオンデマンドサービスとして利用可能とすべきなのか」というような観点での検討が求められるのではないか。視聴者の視点からは、他の地域のことも知りたいと思うだろう。しかし、それが受信料の範囲なのかどうかということが課題になっているという認識である。この点に関して、NHKとして、受信料の持つ意味について、認証との関係でどのように考えているのか。

また、同資料 p 6 では、「受信料を財源とする見逃し配信サービスと、有料で提供するNODとの関係について整理して実施したいと考えている」と説明されているが、現時点で、どのようなイメージのものを想定しているのか。

また、本検討会では、「ガバナンス」「情報開示」「経営力」などが重要なキーワードとなっており、これらを重視する議論がされてきた。今回、同資料p7以降では、NHKの子会社の対応について、特にガバナンスやコンプライアンスの観点から検討されているが、子会社だけでなくNHK全体として、改正放送法を踏まえて、ガバナンスやコンプライアンスについて、さらに意欲的に進めるという方向性が、中期経営計画などに反映される見通しはどの程度あるのか。

【NHK (荒木専務理事)】

地域情報の提供については、NHKにとって大きな課題と認識している。地域向け放送番組の提供が努力義務として改正放送法の中に盛り込まれていることから、地域情報の提供をきちんとやっていくことは、NHKの大きな課題として位置付けてまいりたい。

常時同時配信は、放送の補完という位置付けであり、今後、地域情報の提供をどのように進

めていくかについては、設備の整備・コスト・運用体制をどのようにやっていくかという部分 が検討すべき課題としてあるため、段階的に拡充するということで考えている。

ご指摘のような居住地域以外の地域の地域放送番組を見たいという要望があることはよく 承知しているが、一方で、放送は放送対象地域ごとに行われていることから、制限をかけてほ しいという意見もあり、これらのバランスを考えながら検討していきたい。なお、拡充するま での間は、暫定的に1都3県向けの地域放送番組を配信する予定である。

常時同時配信とあわせて、一週間程度の見逃し配信を実施するとしているが、一方で有料のNODがあることから、NODの利用者の利便性を損なわない形でこれを両立させていきたいと考えており、これについてもさらに検討しているところである。

NHKのガバナンスは、NHKが直面する大きな課題と認識している。今回、NHKが常時同時配信を実施するに当たっても、視聴者・国民の皆様の信頼あっての業務であると考えていることから、ガバナンスについては、ゆるがせにできない課題として認識しており、さらに取り組んでいきたいと思っている。

【鈴木構成員】

NHKの常時同時配信については、放送の補完という位置付けで追加負担なく受信契約世帯が視聴できる形になったことを大変嬉しく思う。また、本検討会でもテレビに代わるポータルサイトの必要性について意見が出されていたが、「TVer」に参加する予定とのことで、こちらについても嬉しく思う。また、NHKに対しては、民放との連携・協力、あるいは、その他の関係者との連携・協力について、ぜひとも今後より強力に実施することをお願いしたい。

認証についても、未契約者はメッセージ付きで見られるという穏当な形に収まったことを嬉しく思う。インターネットの世界では、試し見のような様々なサービスから本契約に結びつける工夫が行われているところであり、そういったインターネットの世界の経験を踏まえて、契約者を増やしていくという観点が重要だと思われる。この点について、NHKとして、何か具体的な方向性があるようであればお伺いしたい。

また、海外で頑張っている日本人が、今回実施するNHKの配信番組を視聴できるのかどうかについて、大変気にかかっているところ。特に海外で居住している日本人は、受信契約を行うことはできないことから、通常の受信契約が困難な場合のインターネット限定の契約のようなものについて、様々な条件が必要だと思われるが、NHKとしてはどのように考えるか。

【NHK (荒木専務理事)】

常時同時配信は、受信契約者に対するサービスとしているため、認証ができない場合は、メッセージ付きの画面が出てくるようにすることを予定している。ただし、災害時等の場合は、メッセージを外すことを考えている。

また、海外に居住している邦人の皆様にどのように情報を提供するかについては、課題だと 認識しているが、今回の常時同時配信で海外展開をすることは考えていない。

【三友構成員】

インターネットの最大の特徴は、ボーダレスであること、つまり、国を特定しないグローバルなサービスが提供できることにある。NHKの常時同時配信が放送の補完であると考えるならば、国内の受信契約者が海外に行った時に、海外には放送の電波は届かないので、その補完としてインターネットにアクセスしてNHKの放送を視聴することは、受信料を支払っている

ことから、権利としてあるのではないかと思うところもある。NHKとしては、実際にそういう環境を作っているのか、確認の意味も含めてお伺いしたい。

【NHK (荒木専務理事)】

NHKの業務として、海外在住の邦人向けの国際放送がある。邦人向けの国際放送は、NHKのニュースや番組を選んで、五時間程度の編成として、スクランブルなしのサービスとして実施している。また、アメリカやヨーロッパなどでは、NHKの関連会社の協力により、NHKの番組と民放の番組を組み合わせて、有料でサービスをするという形態での情報提供も実施されている。

ただ、ご質問の海外在住の邦人が、インターネットでNHKの放送番組を見ることのできるサービスは実施していない。

【NHK (田中経営企画局長)】

海外でインターネットでご覧いただけるのは、NHKが国際放送として実施しているものの うち、英語での放送が主になる。アプリも含めて、インターネット環境があれば、英語の放送 番組ではあるが、ライブでご覧いただくことは可能である。

NHKの常時同時配信については、国内基幹放送の補完として実施するものであり、日本国内のサービスとなる。

【三友構成員】

事実は理解。ただ、受信料を支払っている日本人が海外でNHKの放送をインターネットで 見られるようにすることについては、是非ご検討いただきたい。

【三膳構成員】

いまの話題について、「資料23-3 放送法の一部を改正する法律の施行に伴う省令等の 改正(NHK関係)について」p14では、NHKの常時同時配信は、二号業務の国内配信業 務に位置付けられており、国内配信に限るということではないか。また、地域制限をすること は前提という話で進んでいると認識しており、現段階のプランとして、地域制限を前提とした ものになっていると理解している。いまの話題について、NHKで検討するのか、総務省で検 討するのかはわからないが、現段階では国内配信業務になっているものと理解している。

同資料 p 8 の「ア 区分経理の実施」の「費用を整理すべき旨を規定」の括弧書きのところで、二号業務・三号業務・常時同時配信等業務と並列に記載されているが、同資料 p 4 では、「常時同時配信が2号業務として解禁される」と記載されているため、同資料 p 8 の並列の記載は修正いただく方が望ましいと思われる。

NHKの常時同時配信について、インターネットに展開すると、ひとりで様々な複数の端末を利用していることは、普通に起こり得ることから、契約主体・利用者・利用する端末がバインドしなくなってくる。そのため、契約主体・利用者・利用する端末の整合性をどのように考えていくかというのは、大きな課題になるだろう。今後、地域制限の開放や海外への展開等も含めて検討を行うときは、そういった観点を視野に入れて、柔軟なサービスとして、あるいは、日本のサービスとしていい典型となれるような形で進めていただきたい。

【事務局(湯本放送政策課長)】

ご指摘の「資料23-3 放送法の一部を改正する法律の施行に伴う省令等の改正(NHK関係)について」p8の記載内容について、区分経理は同資料p14の表の形とすることを想定していることから、ご指摘のとおり若干の誤解を生む可能性がある。そのため、今後、対外的に公表する資料や概要資料については、十分に配慮して対応してまいりたい。

【小塚構成員】

ガバナンスについて、今回、新たに制度整備された内容は、コンプライアンスを中心とするものであり、世の中一般で言われているところの守りのコーポレートガバナンスに該当する。これは改正放送法に対応したもので結構であるが、同時に世の中では、攻めのコーポレートガバナンスということが言われており、コーポレートガバナンスの充実によって、その企業の活動がどのようにして大きな企業価値を生み出していくかということが関心の対象になっている。NHKにとっての攻めのコーポレートガバナンスとは何なのか、収益の最大化を目的とする企業とは異なることになるが、例えば、中期経営計画に記載するなどの方法について、NHKにおいて是非ご検討いただきたい。

NHKの常時同時配信における事業所の契約の扱いについて、お伺いしたい。宿泊施設で利用者に端末を貸し出すサービスというものが現実に存在するが、どのように対応していくつもりなのか。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催期間については、災害時のように特別な扱いをすること等を検討しているのかどうか、これらについてもし情報があればご教示いただきたい。

【事務局(湯本放送政策課長)】

NHKの中期経営計画にガバナンスに関する事項を盛り込むべきというご意見については、 改正放送法第71条の2の第2項において、具体的に中期経営計画に記載すべき事項を規定し ており、具体的には、同項第4号で「協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業 務の適正を確保するための体制に関する事項」と規定している。

そのため、NHKが中期経営計画を策定する際は、ガバナンスに関する事項についても定めることになり、パブリックコメントの対象となる。

【NHK(田中経営企画局長)】

事業所の契約の取り扱いについては、現在鋭意検討しているところである。非常に大事なテーマであるが、検討中となっているため、この場での回答は控えさせていただきたい。

【伊東構成員】

常時同時配信の費用について、「資料23-4 常時同時配信の準備状況と子会社等の改革の現状について」のp3では、「総額の上限を定めて適正に運用」と記述されているが、常時同時配信は放送とは異なり、利用者数の増加に伴って配信設備の増強が必要になるという傾向を持っていると思われる。本日の説明でも、サービスを段階的に拡充するという話もあったが、そうはいっても、サービス開始時点で一定程度の初期投資が必要になってくるのではないか。そうなると、初年度の費用が膨らむ可能性が考えられるが、初年度の費用について、複数年で平滑化すること等を想定されているのか。あるいは、そうではなく総額の上限については、毎年必要な額を定めていくことを想定されているのか。

【NHK (荒木専務理事)】

NHKは受信料によって放送を実施するという目的で運営されているため、インターネット活用業務に関する費用に上限を設ける、そして、適正に運用するという視点はきわめて重要であると認識している。今回の改正放送法を踏まえて、これからインターネット活用業務の実施基準を策定する予定である。この実施基準において、厳格な区分経理や適切な情報開示などを盛り込み、何にどれぐらい費用がかかるかというのを丁寧にわかりやすく説明したいと思っている。

インターネット活用業務を実施する場合、放送ではなく通信であればこその負担というものも一定程度生じることになる。そうした業務にどの程度の経営資源を充てることが適切かについては、これから検討していきたい。インターネット活用業務の既存業務についてもきちんと見直しつつ、新たな業務の内容を精査していきたいと考えている。

【多賀谷座長】

事務局におかれては、本日いただいたご意見などを踏まえ、省令やガイドライン等の改正放送法の施行に向けた準備をお願いしたい。

NHKにおかれては、常時同時配信について、

- ・ロードマップのような実施に向けた具体的なスケジュール
- ・常時同時配信の提供期間・提供区域・利用する端末・画質がどうなるのか、世帯単位の契約 との違いをどうするのか等のNHKが行う具体的なサービスの内容、また、これらについて、 今後、どのようにインターネット活用業務の実施基準に定めるのか
- ・地域放送番組の配信については、それぞれの地域からの放送が他の地域では見られないとい うシステムを想定しているものであり、これについての検討状況
- ・NHKと民放の二元体制に関連して、ネット配信は「TVer」により民放でも実施しているところであるが、NHKと民放との間の協議体制をどのようにしていくのか

について、十分なご説明がなかったようなので、本日構成員からいただいたご意見などを踏ま えて、引き続き速やかにご検討いただき、次回の本検討会において、再度ご報告いただきたい。

また、子会社の改革については、構成員からNHKの説明内容は、守りの改革という指摘があったが、わたしも全く同じ印象である。

「資料23-4 常時同時配信の準備状況と子会社等の改革の現状について」p8では、「構造改革の断行」と記載されていたが、これらは構造改革とは言い難いものである。

今後、子会社の改革について、先ほどご説明いただいた子会社の統合によって、どのような 具体的な効率化が図れるかということを明確化していただくとともに、改正放送法を踏まえた 監査委員会の充実等の実効性のあるグループガバナンス体制の構築の具体的な姿についてお 示しいただき、さらに、子会社取引の透明化・適正化に向けた具体策についても、速やかに検 討を進めていただきたい。常時同時配信が行われるという環境の中で、NHK自体が大きく変 わっていかなければならないところであり、子会社及びNHK自体の改革について、我々が驚 くような改革案を示していただきたい。常時同時配信と同様、子会社改革についても、次回の 本検討会において、再度ご報告いただきたい。

これらの事項を含めた改正放送法の施行に向けた準備状況等については、引き続き本検討会において、事務局及びNHKからご報告いただきながら、フォローしてまいりたい。

(以上)